お知らせ掲示板

★上士幌町役場　☎01564-2-2111（代表）
※お問い合わせ先に記載の電話番号は、役場各課の直通番号です。

募集

11 住み続けられるまちづくりを　公営住宅入居者

【町営住宅（ふれあい団地・14区）】

◆**入居資格**
住宅に困窮していて、所得（月額）が15万8000円を超えず、町が定める基準に該当する者

【募集住宅①】
E棟2階・75号【平成8年度建設】
3LDK（2人以上世帯向け）

◆**家賃**（収入区分による）
月額2万4400円～3万6400円

【募集住宅②】
G棟1階・90号【平成9年度建設】
2LDK・s（2人以上世帯または60歳以上の単身高齢者向け）

◆**家賃**（収入区分による）
月額2万1400円～3万1900円

【募集住宅③】
H棟1階・105号【平成10年度建設】
2LDK・s（2人以上世帯または60歳以上の単身高齢者向け）

◆**家賃**（収入区分による）
月額2万1500円～3万2100円

【特公賃住宅（ふれあい団地・14区・高額所得者向け）】

◆**入居資格**
住宅に困窮していて、所得（月額）が15万8000円以上、48万7000円以下で、町が定める基準に該当する者

【募集住宅④】
B棟1階・23号【平成12年度建設】
2LDK・s（2人以上世帯または60歳以上の単身高齢者向け）

◆**家賃**　月額5万2400円
※所得に関わらず一律となります。

◆**募集期間**
いずれの住宅も3月1日(水)～10日(金)

◆**注意事項**（各住宅共通）
◇募集戸数を超えて申し込みがあった場合は、住宅の困窮度をもとに選考となります。
◇入居決定後、家賃月額の3か月分の敷金を納入していただきます。
◇利用できる駐車場は各戸1台分のみです。
◇ペットを飼うことはできません。
◇入居者決定後の手続き等がありますので、実際の入居可能時期は3月下旬以降になります。

【その他の住宅】
次の住宅は、申込期間を設けておらず、随時お申し込みを受け付けています。入居要件や住宅の状況など、詳しくはお問い合わせください。

◆**新西団地**（2人以上の世帯向け）
◇23号　家賃月額1万1700円～1万7400円
◇38号　家賃月額1万2700円～1万8900円
◇41号　家賃月額1万2900円～1万9300円

◆**北団地**（世帯人数・年齢制限なし）
現在、入居可能な空室はありません。

◆**単身者住宅「ノースシティ」**（50歳未満の単身者向け）
◇A棟102号、A棟201号、B棟104号、C棟106号、E棟105号
家賃月額2万7200円（一律）
※お申し込みやお問い合わせは、建設課公営住宅担当（☎2-4297）まで

8 働きがいも経済成長も　海上保安官募集のお知らせ

【海上保安学校学生（特別）】

◆**受験資格**　高卒後13年を経過していない者および令和5年9月までに高等学校を卒業する見込みの者など

◆**受付期間**（インターネット）
3月1日(水)～8日(水)

◆**一次試験日**　5月14日(日)

◆**二次試験日**　6月7日(水)～28日(水)

◆**採用予定月**　令和5年10月

【海上保安官（大卒程度）】

◆**受験資格**　令和5年4月1日において大学を卒業した者および令和6年3月までに大学を卒業する見込みの者など

◆**受付期間**（インターネット）
3月1日(水)～20日(月)

◆**一次試験日**　6月4日(日)

◆**二次試験日**　7月11日(火)～19日(水)

◆**採用予定月**　令和6年4月

※詳細は海上保安庁HPをご覧ください。
https://www.kaiho.mlit.go.jp/recruitment/
※お問い合わせは、第一管区海上保安本部釧路航空基地（☎0154-57-4118）まで

8 働きがいも経済成長も　国税専門官募集

札幌国税局では、国税局や税務署において、税のスペシャリストとして活躍する国税専門官を募集しています。

令和5年度から国税専門官採用試験に新試験区分（理工・デジタル系）が創設されます。新試験区分では、基礎数学、情報数学・情報工学、物理、化学等が試験科目に設定されており、幅広く理工・デジタル系の方が受験しやすい試験となっています。

法文系の方は「国税専門A区分」、理工・デジタル系の方は「国税専門B区分」でお申し込みください。

令和5年度の採用試験の概要は、次のとおりです（A区分・B区分共通）。

◆**受験資格**
①平成5年4月2日から平成14年4月1日生まれの者
②平成14年4月2日以降生まれの者で大学を卒業する見込みの者など別に定める者

◆**申込受付期間**
申込みはインターネットにより行ってください。
◇3月1日(水)9時～20日(月)（受信有効）
※申込専用アドレス　https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html

◆**第1次試験**【基礎能力試験、専門試験（多肢選択式及び記述式）】6月4日(日)

◆**第2次試験**【人物試験及び身体検査】7月3日(月)～14日(金)のうち指定する日
※詳細は、札幌国税局人事第2課採用担当（℡011-231-5011内線2315）まで

16 平和と公正をすべての人に　町民法律相談

町顧問弁護士による町民向け無料法律相談会を開催します。悩みごとや困りごと、トラブルなど、法的解決が必要な事項について、弁護士が相談に応じます。お気軽にお申し込みください。

◆**日時**　3月27日(月)　10時～12時
◆**場所**　山村開発センター第3研修室
◆**相談員**　弁護士　中島　和典　氏
◆**申込期限**　3月22日(水)まで
◇予約制の先着順で、**相談時間は1人30分以内**です。
※お申し込みやお問い合わせは、企画財政課広聴担当（☎2-4290）まで

8 働きがいも経済成長も　自衛官等募集のお知らせ

募集種目		応募資格	受付期間	試験日
幹部候補生		【一般（飛行要員除く）】22歳以上26歳未満の者 ※修士課程修了者等（見込含）は28歳未満の者 【歯科】20歳以上30歳未満の者 【薬剤科】20歳以上28歳未満の者	【第1回】3月1日(水)～4月14日(金)	【1次】一般：4月22日(土)・23日(日) ※23日(日)は飛行要員希望者のみ 歯科・薬剤科：4月22日(土) 【2次】5月26日(金)～6月1日(木)の指定する1日
			【第2回】3月1日(水)～6月15日(木)	【1次】6月24日(土)（飛行要員除く） 【2次】8月1日(火)～7日(月)の指定する1日
一般曹候補生（第1回）		18歳以上33歳未満の者	3月1日(水)～5月9日(火)	【1次】5月19日(金)～28日(日)の指定する1日 【2次】6月17日(土)～7月2日(日)の指定する1日
予備自衛官補（第1回）	一般	18歳以上34歳未満の者	1月10日(火)～4月6日(木)	4月8日(土)～4月23日(日)の指定する1日
	技能	18歳以上で国家資格免許等を有する者（資格により年齢上限有）		

お知らせ・啓発

4 質の高い教育をみんなに　就学援助費の受給申込について

町では、経済的理由で小中学生の就学が困難な方に、学用品費、給食費、修学旅行費などの就学援助を行っています。令和5年度の申し込みを受け付けておりますので、希望される方はお早めにお申し込みください。

なお、就学援助受給者の決定は、保護者の申し込みにより、教育委員会が認定基準を満たしているか調査等を行い、6月中旬の課税台帳整備後に決定・通知されます。

◆**認定基準**
①前年の世帯全員の総収入が、当該年度の生活保護法に基づく基準の1.3倍を基礎とした算定額を超えない者。
②右記①に該当し、かつ「上士幌町就学援助認定要領」の給与対象者に該当する者（児童扶養手当受給者、町民税非課税または減免者など）。

◆**提出書類**
◆令和5年度就学援助費受給申込書
◆個人情報確認同意書
◆給食費委任状
※申込書は、各学校を通して町内の全児童生徒に配布しております。また、町ホームページからダウンロードも可能です。

◆**申込先**　教育委員会教育推進課
総務・学校教育担当

◆**申込期限**　3月31日(金)
◇申込期限を過ぎても受け付けますが、4月を過ぎると申込日からの日割計算による受給となる場合があります。
※お申し込みやお問い合わせは、教育委員会教育推進課総務・学校教育担当（☎2-3014）まで

3 すべての人に健康と福祉を　子ども医療費受給者証の更新について

標記受給者証の有効期限が令和5年3月31日となっており、かつ来年度から新小学生または新中学生となる受給者がいる世帯へ、有効期限を更新した受給者証を順次送付します。住所・氏名等をご確認のうえ、4月1日からは新しい受給者証を使用してください。

なお、有効期限が令和5年3月31日となっており、かつ来年度から高校生世代になる受給者がいる世帯には、受給者証更新の申請書を送付します。4月1日から使用できる更新した受給者証は、申請書提出後に交付します。

※詳しい内容や不明な点につきましては、次のいずれかにお問い合わせください。
※お申し込みやお問い合わせは、自衛隊帯広募集案内所（帯広市西5条南14丁目13番地　☎・FAX0155-23-8718／Eメール obihiro.pco.tokachi@rct.gsdf.mod.go.jp）まで
◆自衛隊帯広地方協力本部ホームページ
https://www.mod.go.jp/pco/obihiro/

更新後の受給者証の有効期限は次のとおりです。

◇新小学生　令和11年3月31日まで（小学校卒業まで）

◇新中学生　令和8年3月31日まで（中学校卒業まで）

◇新高校生世代　令和8年3月31日まで（高校卒業まで）

紛失や汚損等により再発行が必要な場合は、保健福祉課国保医療担当（役場1階2番窓口）で再交付の申請をしてください。

※お問い合わせは、保健福祉課国保医療担当（☎2-4295）まで

自動車税種別割の住所変更をお忘れなく

自動車税種別割は4月1日現在の登録に基づいて課税される税金です。

◆引っ越しで住所が変わったときなどは、運輸支局で変更登録をしてください。

次の場合は運輸支局で登録手続きが必要です。

◇住所が変わったとき（変更登録）

◇自動車を売買したとき（移転登録）

◇自動車を使用しなくなったとき（抹消登録）

令和5年の自動車税種別割納税通知書を確実にお届けするために、3月中に手続きをお願いします。

◆変更登録が間に合わないときは…

道税ホームページの「自動車税種別割住所変更手続」から納税通知書の送付先の変更をしてください。

※お問い合わせは、札幌道税事務所自動車税部（☎011-746-1190）まで

「上士幌町一般廃棄物処理基本計画（素案）」

【パブリックコメントの結果について】

「上士幌町一般廃棄物処理基本計画」の策定にあたり、その素案を示すとともに町民の皆さまからのご意見を公募（パブリックコメント）したところ、ご意見の提出はありませんでした。

◆募集期間　令和4年12月23日(金)～令和5年1月20日(金)

◆意見件数　0件

※お問い合わせは、町民課生活環境担当（☎2-4294）まで

固定資産税にかかるQ&A

◆年の途中で土地の売買があった場合は

Q 私は、令和4年12月25日に自己所有地の売買契約を締結し、令和5年1月15日付で買主への所有権移転登記が完了しました。令和5年度の固定資産税は誰に課税されますか？

A 毎年1月1日現在、所有者として登記されている方に当該年度の固定資産税を課税することとなっているため、令和5年度の固定資産税は、売主であるあなたに課税されます。

◆年の始めに家屋を取り壊した場合は

Q 令和5年1月20日に取り壊した家屋について、令和5年度の固定資産税が課税されましたが、なぜでしょうか？

A 固定資産税は、毎年1月1日現在に存在している「固定資産」を課税対象とし、その年の4月から始まる年度分について課税されます。このため、1月1日には家屋が存在していることから、令和5年度の固定資産税の課税対象となります。

◆固定資産税（土地）が急に高くなったのですが

Q 私は、令和4年11月に住宅を壊しましたが、土地の固定資産税額が令和5年度から急に高くなっています。なぜでしょうか。

A 土地の上に一定要件を満たす住宅があると「住宅用地に対する課税標準の特例」が適用され税額が軽減されます。しかし、住宅が滅失すると「特例の対象」から外れるため、土地の税額が高くなります。

※お問い合わせは、町民課固定資産税担当（☎2-4294）まで

ガス・スプレー缶の捨て方について

ガス・スプレー缶は、誤った処理の仕方をすると爆発等の事故が発生する恐れがあります。以下の手順を守って、正しく処分してください。

①製品を最後まで使い切る。

②缶を振って音を確認するなどし、充填物が残っていないか確認する。

③ガス抜きキャップがある製品については、火気のない風通しの良い屋外でガス抜きキャップを使用して充填物を出し切る。

④ガス抜きキャップのない製品については、火気のない風通しの良い屋外で穴を開ける。

⑤ガス・スプレー缶は資源ごみです。処理した後のガス・スプレー缶はサンテナかご等に入れて、「資源ごみ」の日に出してください。

※お問い合わせは、町民課生活環境担当（☎2-4294）まで

事業系ごみの処理方法について

会社やお店などの事業活動に伴って生じたごみを事業系ごみといい、事業系ごみは「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分けられます。

事業系ごみは事業者自身の責任により処理することが義務付けられています。それぞれの処理方法に従って適正に処理してください。

◆「事業系一般廃棄物」の処理方法

事業系一般廃棄物は、少量であっても家庭ごみとして町の収集に出すことはできません。

①北十勝2町ごみ処理場に搬入する

事業者自ら北十勝2町ごみ処理場に搬入することができます。処理する際には、ごみ処理券（1枚あたり120円/10kg）が必要になります。ごみ処理券を予めご購入の上、ごみを搬入していただきますようお願いします。

また、廃棄物の種類によっては「産業廃棄物」に該当し、搬入できないものがございますので、分別にお困りの際は、町民課生活環境担当にご相談ください。

②収集・運搬許可業者に処理を委託する

ごみの収集・運搬を委託する場合は、町から許可を受けている業者（一般廃棄物処理業許可業者）に委託してください。町内の許可業者が分からない方は、町民課生活環境担当にご相談ください。

※お問い合わせは、町民課生活環境担当（☎2-4294）まで

こども110番の家に加入しませんか？

「こども110番の家」は悪質犯罪に巻き込まれそうな子どもたちを一時的に保護し、警察や役場関係部署へ連絡を行い、被害の未然防止や早期解決の手助けを行ってもらう活動です。

犯罪の抑止効果を高めるために「こども110番の旗」を設置してもらう多くの加入者が必要ですので、ぜひご加入の検討をお願いいたします。

また、生活安全推進協議会が費用を負担して保険に加入しますので、負傷などが発生した場合の補償もあります。

※お問い合わせは、町民課生活環境担当（☎2-4294）まで

屋根からの落氷雪事故防止などのお願い

毎年、冬になると、沿道家屋等からの落氷雪による死傷事故が多く発生しています。

皆さんも、冬期間の生活にはご苦労されていると思いますが、冬期間の通行を円滑にし、事故を無くするため、特に、次のことに注意するようにお願いいたします。

◇落氷雪の発生が懸念されるような沿道家屋等については、雪止めを設置するようにして下さい。

◇既に雪止めが設置されている場合であっても、針金等の錆や老朽化等による破損が原因で落氷雪が発生することもあるため、必ず点検して、破損等が発見された場合は早急に修繕を行って下さい。

◇落氷雪は、気温が氷点下3度から3度で発生しやすいという特徴があるため、早めに除雪するとともに、除雪は必ず複数人で行い、歩行者や付近で遊んでいる子供等に十分に注意して下さい。

◇軒下を通行するときは、屋根からの落氷雪に十分注意してください。

◇軒下や道路では、絶対に子供を遊ばせないで下さい。

◇落氷雪があった場合は、直ちに負傷者がいないか確認するとともに、歩行者等の通行の支障にならないように直ちに除去して下さい。

◇交通事故及び交通障害防止のため、屋根からの落氷雪や敷地内の積雪を道路に出さないで下さい。

※お問い合わせは、帯広開発建設部足寄道路事務所（☎0156-25-2601）まで

しんくみ はばたき奨学金

令和5年度 奨学生募集

返済不要の給付型奨学金

十勝信用組合

十勝信用組合では、将来、社会において有用な人材を育成するため、ひとり親家庭などの高校生を対象に、修学上必要な学資金などの一部を給付する返還不要の給付型奨学金制度**「しんくみ はばたき奨学金」**を創設しました。

この度、令和5年度の奨学生を募集しますので、受給をご希望の方は募集内容をご確認のうえ、お申込みください。

◆受給資格　十勝管内の高等学校に在学の母子家庭・父子家庭の高校生で、保護者が当組合の営業地区（帯広市・音更町・幕別町・芽室町・上士幌町）内に住所を有する方。また、保護者（主たる家計支持者1人）の収入が、給与所得者は270万円以下、それ以外の方は135万円以下の方。

◆募集人員　10名 ※応募多数の場合は抽選により決定

◆申請期間　4月3日（月）～28日（金）（郵送の場合、28日消印有効）

◆給付額・給付期間　月額：10,000円　期間：1年間

◆応募方法　応募の方法や必要書類については、営業窓口にお問い合わせいただくか、十勝信用組合ホームページ（https://tokachishinkumi.com/）でご確認ください。

※お申し込みやお問い合せは、十勝信用組合上士幌支店（☎2-3111）、または十勝信用組合総務部（☎0155-23-1375）まで

「自筆証書遺言書保管制度」をご存じですか？

ご自身で作成した遺言書が紛失したり、勝手な書き換えが行われることを防止するために、法務局に遺言書を預けることができます。また、遺言者がお亡くなりになった場合には、あらかじめ指定した相続人等に、法務局が遺言書をお預かりしていることをお知らせすることができますので、ご利用ください。

※詳細は、法務省ホームページまたは釧路地方法務局帯広支局（☎0155-24-5823）まで

旧優生保護法に関する一時金支給について

旧優生保護法のもとで子どもができなくなる手術を受けた方は、一時金320万円の支給を受けることができます。

一時金の請求を希望される方は、旧優生保護法に関する相談支援センターにてご案内しますので左記にご連絡ください。

【相談支援センター】

◇電話　0120-031-711
◇受付時間　8時45分～17時30分
◇FAX　011-232-4240
◇Eメール　hofuku.kodomo1@pref.hokkaido.lg.jp
◇郵送　〒060-8588（住所不要）
北海道保健福祉部子ども子育て支援課相談室内

すずらん荘でイルミネーション点灯中

今年はほっこり仲間の会が中心となって、イルミネーションを点灯しています。

小さな光が上士幌の夜に輝いていますので、ぜひご覧ください。

◆期間　3月5日(日)まで
◆場所　上士幌すずらん荘南フェンス
7区集会所側
◆時間　18時～20時
◆主催　ほっこり仲間の会
上士幌福寿協会

※お問い合わせは、上士幌福寿協会（☎2-4632）まで

マイナンバーカードで、オンライン転出届ができるようになりました！

令和5年2月6日から、マイナポータルを通じてオンライン転出届ができるようになりました。オンライン転出届をすると、上士幌町役場への来庁が原則不要となります。

【注意】・**引越し先の市区町村への転入手続きは、窓口で行う必要があります。**
・届出不備、国民健康保険や税の手続きなどが必要な場合は、上士幌町役場に来庁をお願いすることがあります。
・マイナンバーカードの住所や氏名が最新のものでない方はオンライン転出届ができません。

オンラインで簡単！手続きの流れ

STEP1　マイナポータルへアクセス
※アプリのダウンロードが必要です。
◀マイナポータルQR

▼

STEP2　届出情報等の入力
※数字4桁の暗証番号が必要

▼

STEP3　電子署名＆送信
※英数字6文字以上の暗証番号が必要

▼

手続完了!　引越し後14日以内に、マイナンバーカードをもって引越し先の市区町村窓口で転入手続

【手続きできる方】
・マイナンバーカード所持者で、日本国内で引越する方
・同一世帯のご家族分も、オンライン転出届ができます

【準備するもの】
□マイナポータルアプリ
□電子証明書が有効なマイナンバーカード
※マイナンバーカード交付時に設定した暗証番号が必要
（数字4桁のものと、英数字6文字以上のもの）
□マイナンバーカード対応のスマートフォン等
□連絡先電話番号
□新しい住所

【オンライン転出届に関するお問い合わせ】
○マイナンバー総合フリーダイヤル　0120-95-0178
（音声ガイダンス4番、「マイナポータル」を指定）
・受付時間　平日9:30～20:00、土日祝9:30～17:30（年末年始を除く）
○町民課　総合窓口・戸籍年金担当　2-4294

国民年金インフォメーション

学生納付特例制度のご案内

学生納付特例制度は、学生の国民年金保険料の納付を猶予（先送り）できる制度です。この制度の適用期間中は保険料を支払わなくても未納になりません。適用期間が将来年金を受け取るための受給資格期間に含められるほか、障害を負った場合に障害年金が支払われるといったメリットもあります。将来のため、万が一の備えのために、本制度をご活用ください。

■対象者
大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校などに在学する学生で前年所得が128万円（収入で約200万円）以下の方
※夜間・定時制・通信課程の方なども対象
※審査対象は申請者本人の所得のみ。扶養親族等の条件により、所得基準は変わります。

■申請手続き時期と方法
・前年度学生納付特例制度の承認を受け、引き続き同じ学校に在学する方
→３月下旬ころ、日本年金機構からハガキの学生納付特例申請書が送付されます。必要事項を記入し、返送してください。
・初めて申請する方、前年度の承認を受けていない方、在学する学校に変更のある方
→令和５年度分は４月から随時受付できます。町民課または帯広年金事務所で手続きを行ってください。*マイナンバーカードをお持ちの方は、「マイナポータル」から電子申請ができます。*

■窓口での手続きに必要なもの
・基礎年金番号通知書
・学生証または在学証明書
・同居家族が代理申請をする場合は代理人の本人確認書類（運転免許証等）

■その他
・学生納付特例適用期間中、保険料は未納にはなりませんが、将来の年金額には反映されません。過去10年以内の保険料を支払うことができる「追納」により、将来の年金額を増やすことができます。

■お問い合わせ先
帯広年金事務所国民年金課　☎0155-25-8113
役場町民課総合窓口・戸籍年金担当　☎2-4294

◆火災予防について

北海道において令和４年の住宅火災は令和３年より14件増加、死者が４名増加しました。また、最近では死者が発生する火災のニュースが多く報道されています。ほんの少しの不注意が火災に繋がるため、火の元には十分な注意をお願いします。

・暖房器具の近くに燃えやすいものを置かない
・暖房器具上方に洗濯物等を干さない
・外出や就寝時には火の元を確認する
・寝たばこをしない
・コンセント周りにほこりや水分がないかを確認する
・電気配線（延長コード含む）等の劣化を発見したら交換する

♥上士幌消防署Facebook

上士幌消防署に関する情報や火災予防広報、イベント告知などをFacebookページで随時配信します。

▶詳細はこちら

◇住宅用火災警報器について

住宅用火災警報器を設置している場合は、していない場合と比べて死者の数は半減、損害額も大幅に減少します。未設置の方は速やかに設置をお願いします。住宅用火災警報器は本体のボタンを押すか、付属の紐を引くことでどなたでも容易に点検が行えますので定期的な点検を実施してください。また、設置から10年が交換目安となっているため、機器に記載されている日付を確認し10年経過していたら交換しましょう！

火の用心

【本年の出動状況】　1月31日現在の出動件数
◆火災出動　0件（うち1月　0件）
◆救急出動　31件（うち1月31件）
※お問い合わせは、上士幌消防署予防係（☎2-2519）まで